

太平洋クロマグロに係る遊漁者・遊漁船業者に対する協力要請の状況について

【 都道府県別管理 】

都道府県名	操業自粛の方法	開始日
北海道※	C	H29. 7. 7
青森県※	C	H29. 10. 6
秋田県※	C	H29. 8. 31
山形県※	C	H29. 10. 6
福島県		
茨城県		
千葉県※	C	H29. 9. 12
東京都		
神奈川県※	C	H29. 10. 6
石川県※	C	H29. 10. 6
静岡県※	C	H29. 10. 6
三重県※	C	H29. 10. 6
京都府※	C	H29. 10. 6
兵庫県※	C	H29. 10. 6
和歌山県※	C	H29. 10. 6
鳥取県		
島根県		
山口県		
徳島県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
長崎県※	C	H29. 10. 6
熊本県		
宮崎県		
鹿児島県※	C	H29. 10. 6

※印は、定置網の共同管理をする道府県

【 漁船漁業等の広域管理 】

都道府県名	操業自粛の方法	開始日
岩手県※	C	H29. 7. 6
宮城県※	C	H29. 10. 6
新潟県※	C	H29. 7. 25
富山県※	C	H29. 10. 6
福井県※	C	H29. 10. 6
愛知県		
大阪府		
岡山県		
広島県		
香川県		
佐賀県※	C	H29. 10. 6
大分県		
沖縄県		

※印は、定置網の共同管理をする県

「操業自粛の方法」欄の凡例

A : 全漁業者が、30kg未満・以上を問わず操業自粛中。クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。

B : 全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中。遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

C : 一部の漁業者が操業自粛中。A・B以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。

A～C共通 : クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、万が一30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。